

令和 8 年度
第 1 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 8 年 4 月 2 8 日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第1回総会 議事録

令和8年4月28日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：16名）

1番	（欠席）	2番	岩田 良彦
3番	奥 智子	4番	熊澤 宣明
5番	坂井 利弘	6番	林 泰江
7番	近藤 篤誼	8番	佐野 正実
9番	（欠席）	10番	酒井 正明
11番	小島 かな子	12番	内藤 秀基
13番	青山 真由美	14番	佐々 均
15番	浅野 富士男	16番	（欠席）
17番	成瀬 宏満	18番	杉本 ひろ子
19番	江寄 正雄		

（農地利用最適化推進委員：16名）

1番	木村 光男	2番	伊藤 末雄
3番	伊藤 則夫	4番	後藤 一敏
5番	重松 健三	6番	柴山 守男
7番	木全 博	8番	浅井 孝義
9番	安田 正雄	10番	立山 克生

1 1 番 (欠席)
1 3 番 梶田 政弘
1 5 番 市川 隆久
1 7 番 川井 達朗

1 2 番 後藤 充治
1 4 番 森 義光
1 6 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：3名)

1 番 酒井 敏夫
1 6 番 星野 幸代

9 番 岩田 健司

(農地利用最適化推進委員：1名)

1 1 番 青山 豊

<事務局>

事務局長 古田 雅巳
課長補佐 坂野 誠

専任課長 角田 篤彦
加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和8年度第1回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０５分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第１回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１６名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。１０番 酒井正明委員さん、１２番 内藤秀基委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第２「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。

まず、議案第１号６番につきましては、小島かな子委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会 総会会議規則 第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<小島かな子委員 退席>

事務局、議案第１号６番を説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、議案第１号６番についてご説明申し上げます。

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、３ページをご覧ください。本案は、農地法第３条の規定による許可申請です。６番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第３条許可１件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号6番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<小島かな子委員 自席に戻る>

引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の1ページをご覧ください。

引き続き、議案第1号についてご説明申し上げます。

申請内容は、先ほどご審議いただきました6番を除き、所有権移転6件です。詳細は、2ページから3ページをご覧ください。

2ページの1番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。2番から5番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

3ページの7番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可6件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 1 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請意見決定について」を議題としますが、関連がございますので、議案第 4 号「事業計画変更承認意見決定について」もあわせて議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

議案第 2 号と議案第 4 号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第 4 号からご説明申し上げます。

提出議案の 1 2 ページをご覧ください。議案第 4 号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は 1 件です。詳細は、1 3 ページをご覧ください。

1 番につきましては、診療所・社会福祉施設として利用するため、令和 5 年 4 月 4 日付けにて許可を受けましたが、受け人が診療所（皮膚科・歯科）として利用する計画に変更となったため、再度転用の許可申請を行うものです。

今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第 4 条の許可申請が提出されております。新たな 4 条許可申請は、5 ページの議案第 2 号 1 番として上程されております。

提出議案の 4 ページをご覧ください。

議案第 2 号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第 4 条の規定による許可申請です。申請内容は、1 件です。詳細は、5 ページをご覧ください。

1 番につきましては、診療所（皮膚科・歯科）として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

1 番の都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みで、申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法４条許可１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第２号及び議案第４号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の６ページをご覧ください。議案第３号についてご説明申し上げます。本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転１５件、賃借権設定３件、使用貸借権設定３件です。

詳細は、７ページから１１ページとなります。

７ページの１番から８ページの９番につきましては、分家住宅、１０番につきましては、店舗、９ページの１１番から１２番につきましては、流通業務施設を建築するものです。

以上、１２件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

つづきまして、１３番から１０ページの１９番につきましては、駐車場、１１ページの２１番につきましては、駐車場兼資材置場、２２番につきましては、蓄電所として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

１１番から１３番、１５番、２２番の申請地は新川流域にあたりますので、

特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可21件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、15ページをご覧ください。1番から3番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。4番から5番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。16ページの1番から2番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の移動を行うものです。なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの5件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから6ページの所有権移転13件、使用貸借権設定1件です。7ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、8ページの5件です。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第3号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号までご承認いただいたものいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第1回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

(午後2時20分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 酒井 正明

署名者 内藤 秀基